

令和5年10月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和5年 11月2日 開会
令和5年 11月2日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和５年１０月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和５年１１月２日（木曜日）

午前１０時００分開議

議事日程

１ 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

２ 説明事項

（１）議席の指定

（２）選挙第１号 副議長の選挙

（３）議会運営委員会委員の選任

（４）令和４年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

（５）令和５年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第２号）

（６）宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正について

（７）宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

（８）いわて消防指令センター総合整備事業について

（９）令和５年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練について

（１０）宮古地区広域行政組合監査委員の選任について

（１１）令和５年度議会議員行政視察について

３ その他

出席議員（１２名）

2 番	田 中	尚 君	3 番	畠 山	和 英 君
4 番	昆	清 君	5 番	伊 藤	清 君
6 番	高 橋	秀 正 君	7 番	千 葉	泰 彦 君
8 番	工 藤	求 君	9 番	長 門	孝 則 君
1 0 番	佐 藤	克 典 君	1 1 番	横 田	龍 寿 君
1 2 番	上 村	浩 司 君	1 3 番	木 村	誠 君

欠席議員（１名）

1 番 三田地 久 志 君

説明のための出席者

事 務 局 長	菊 池	敦 君
総 務 課 長	金 澤	建 司 君
施 設 課 長	田 中	晋 君
消 防 長	小 林	達 広 君
消防次長兼総務課長	畠 山	毅 君
消防次長兼消防課長	三 浦	正 成 君
指 令 課 長	内 田	信 也 君
消 防 課 主 幹	里 舘	郁 雄 君

議会事務局出席者

書	記	関 口	憲 史
書	記	山 崎	斗 夢

◎開 会

○事務局長（菊池 敦君） おはようございます。

お疲れさまでございます。

会議に先立ちまして、新たに組合議員となられた方もいらっしゃいますので、改めまして宮古地区広域行政組合消防本部及び事務局の職員の紹介をさせていただきます。

消防本部、事務局の順に行わせていただきます。よろしくお願いします。

○消防長（小林達広君） おはようございます。

消防本部、消防長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、消防本部のほう、職員紹介させていただきます。

消防次長兼総務課長、畠山です。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 畠山です。よろしくお願いいたします。

○消防長（小林達広君） 同じく消防次長兼消防課長、三浦です。

○消防次長兼消防課長（三浦正成君） 三浦です。よろしくお願いいたします。

○消防長（小林達広君） 指令課長の内田です。

○指令課長（内田信也君） 内田です。よろしくお願いいたします。

○消防長（小林達広君） 消防課主幹の里館です。

○消防課主幹（里館郁雄君） 里館です。よろしくお願いします。

○消防長（小林達広君） 消防本部は以上となります。よろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 敦君） それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局総務課長の金澤建司でございます。

○総務課長（金澤建司君） 金澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 敦君） 同じく施設課長の田中晋でございます。

○施設課長（田中 晋君） 田中です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 敦君） そして、議会事務を担当いたします総務課庶務係副主幹兼庶務係長、関口憲史でございます。

○書記（関口憲史） 関口です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 敦君） 同じく庶務係主任技師、山崎斗夢でございます。

○書記（山崎斗夢） 山崎です。よろしくお願いします。

○事務局長（菊池 敦君） 私、事務局長の菊池敦でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 次に、今回新たに組合議員となられた、山田町及び田野畑村選出議員をご紹介します。

山田町選出議員、昆清議員でございます。

○4 番（昆 清君） よろしくお願いします。

○議長（木村 誠君） 佐藤克典議員でございます。

○10 番（佐藤克典君） 佐藤です。よろしくお願いします。

○議長（木村 誠君） 横田龍寿議員でございます。

○ 1 1 番（横田 龍寿君） 横田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木村 誠君） 次に、田野畑村選出議員、工藤求議員でございます。

○ 8 番（工藤 求君） 工藤です。よろしくお願いします。

○議長（木村 誠君） 上村浩司議員でございます。

○ 1 2 番（上村浩司君） 上村です。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） よろしくをお願いいたします。

これより会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（木村 誠君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 尚君） 2 番、田中でございます。

それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

まず最初に、議事日程でございますが、初めに、議長が開会宣言を行います。

次に、議長が諸報告を行います。

日程第 1 の議席の指定でございますが、先ほどご紹介がありましたように、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、山田町及び田野畑村から新たに選出された 5 名の議員について、議長が議席の指定を行います。

日程第 2 の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を 2 名、議長から指名していただきます。今回は 2 番、私、田中尚議員、3 番、畠山和英議員にお願いいたします。

日程第 3 の会期の決定につきましては、会期は本日、11 月 2 日の 1 日間ということで、本会議に諮って決定をいたします。

日程第 4 で、選挙第 1 号 副議長の選挙を行います。

日程第 5 で、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

日程第 6 で、認定第 1 号 令和 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

日程第 7 で、議案第 1 号 令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

日程第 8 で、議案第 2 号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

日程第 9 で、議案第 3 号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

日程第 10 で、議案第 4 号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

日程第 11 で、議員派遣についてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 議会運営委員長の報告がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎議席の指定

○議長（木村 誠君） 次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり、11件でございます。

初めに、議席の指定について協議いたします。

議席の指定について事務局の説明を求めます。

関口書記。

○書記（関口憲史） それでは、議席の指定についてご説明いたします。

今回の山田町議会議員一般選挙に伴い、山田町議会から昆清議員、佐藤克典議員、横田龍寿議員が宮古地区広域行政組合議会議員として選出されております。また、田野畑村議会議員一般選挙に伴いまして、田野畑村議会より工藤求議員、上村浩司議員が宮古地区広域行政組合議会議員として選出されております。

議席の指定についてでございますが、改選前の山田町選出議員の議席でありました議席番号4番、10番、11番、改選前の田野畑村選出議員の議席でありました8番、12番の議席が空席となっておりますことから、この範囲で議席の指定をしようとするものでございます。

議席の指定は、本会議において議長から指定していただきます。その指定に当たりましては、山田町長から送付のありました選出報告の名簿記載順に、4番に昆清議員、10番に佐藤克典議員、11番に横田龍寿委員、田野畑村長から送付のありました選出報告の名簿記載順に、8番に工藤求議員、12番に上村浩司議員とさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

◎選挙第1号 副議長の選挙

○議長（木村 誠君） 次に、副議長の選挙について協議いたします。

副議長の選出については、平成25年10月議会定例議会議員全員協議会での議会運営の申合せ事項により、副議長、副委員長については山田町、岩泉町から交互に、監査委員については田野畑村から、選考委員会を設置せずに、あらかじめ各町村の議員の中から

推薦された議員を議員全員協議会に諮り、指名推選により決定することといたしております。

この方法で決定することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

今回、副議長は岩泉町選出の議員になりますので、岩泉町選出の議員において副議長候補の推薦の報告をお願いいたします。

畠山和英議員。

○3番（畠山和英君） 3番、畠山和英です。

副議長としまして三田地久志議員を推薦します。

○議長（木村 誠君） ただいまの岩泉町の報告では、副議長候補者に三田地久志議員を副議長候補者として推薦したいとの報告がありました。

三田地久志議員を副議長候補として指名推選の方法により決定したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（木村 誠君） 次に、議会運営委員会委員の選任についてを協議いたします。

現在の議会運営委員会の状況について事務局より説明願います。

関口書記。

○書記（関口憲史） それでは、議会運営委員会の現在の状況についてご説明いたします。

宮古地区広域行政組合議会委員会条例第1条第2項の規定により、議会運営委員会委員の定数は5名と定められております。

委員の内訳につきましては、各市町村選出議員からそれぞれ1名を議会運営委員会委員に選任し計4名、これに副議長の職にある議員を議会運営委員会委員として選任し、5名の構成としております。

前副議長は山田町選出議員でありましたが、先般の山田町議会議員一般選挙に伴い、現在、副議長である議会運営委員会委員は欠員となっております。

つきましては、これまでと同様に、新副議長を議会運営委員会委員に選任していただくものでございます。

なお、新副議長の候補となられた議員は現在議会運営委員会委員でありますので、新副議長の候補となられた議員を除いた岩泉町選出議員から新たに1名を議会運営委員会に選任していただくものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明があったとおり、議会運営委員会委員については現在、欠員となっております。

よって、副議長として選出された議員について議会運営委員会委員に選任することとなりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

なお、新副議長の候補の方が議会運営委員会委員でございますので、出身市町村から新たに1名、議長の指名により選出することとなりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

岩泉町選出の議会運営委員会委員は、畠山和英議員を議長が指名いたします。

◎令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（木村 誠君） 次に、令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

金澤総務課長。

○総務課長（金澤建司君） 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元に資料ナンバー1と資料ナンバー1の1を配付しておりますが、説明は資料ナンバー1で行わせていただきます。

1ページをお開き願います。

この表は、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額32億1,331万6,000円、歳出総額30億5,010万円、歳入歳出差引額は1億6,321万6,000円でございます。翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許繰越額7,588万4,000円を差し引いた実質収支額は、8,733万2,000円の黒字となっております。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入の概要でございますが、1款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、収入済額は29億8,532万3,000円でございます。各市町村の負担金の内訳につきましては、事務・事業の説明欄に記載しているとおりでございます。

2款使用料及び手数料は、電柱などの土地等使用料のほか、処理業許可、ごみ処理、し尿処理及び危険物取扱許可の各手数料等で、収入済額は4,818万7,000円でございます。

3款国庫支出金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金及び循環型社会形成推進交付金事業費補助金で、収入済額は2,201万7,000円でございます。

4款県支出金は、岩手県防災航空隊及び岩手県消防学校への派遣職員の人件費に係る県負担金で、収入済額は1,579万7,000円でございます。

5款財産収入は、敷地貸付料及び更新に伴い不用となりました救急自動車の売払収入で、収入済額は289万円でございます。

6款繰越金は、前年度繰越金6,418万8,000円でございます。

7款諸収入は、資源物売却代金等の雑入が主なもので、収入済額は7,491万4,000円で

ございます。

下段の歳入合計欄に記載してありますように、予算現額31億8,498万4,000円に対しまして、調定額は32億1,331万6,000円で、全額収入済みとなっております。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳出の概要でございますが、1款議会費は、支出済額が95万1,000円で、議員報酬等、議会の運営に要した経費でございます。

2款総務費は、支出済額が7,643万円で、主に職員給与、手当を含む一般管理費及び監査委員報酬等監査委員費でございます。

3款衛生費は、支出済額が10億6,343万8,000円で、主に清掃総務費のごみ収集運搬委託料のほか、各施設の管理運営に要する経費でございます。

衛生費は、繰越明許費が1,188万4,000円でございます。内容は、ごみ焼却施設及びリサイクル施設の電気設備気中開閉器等更新工事及び埋立処分地施設の浸出液処理施設シーケンサ等の修繕で樹脂製品及び電子部品等の供給不足が続き、4年度内の完了が見込めなくなり、繰越明許を設定したものでございます。

4款消防費は、支出済額が18億8,279万1,000円で、職員給与、手当を含む常備消防費のほか、高規格救急自動車購入費を含む消防施設費でございます。

消防費も繰越明許費が6,400万円でございます。内容は、川井分署の水槽付消防ポンプ自動車の購入費で、半導体不足が続き4年度内の納入が見込めなくなり、繰越明許を設定したものでございます。

5款災害復旧費の支出はございません。

6款公債費は、支出済額が2,649万円で、ごみ焼却施設及びリサイクル施設に係る長期債元金返還金及び利子でございます。

7款予備費は、支出はございません。

下段の歳出合計額に記載してありますように、予算現額31億8,498万4,000円に対しまして、支出済額は30億5,010万円で、翌年度繰越額は7,588万4,000円、不用額は5,900万円でございます。

以上が令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

長門議員。

○9番（長門孝則君） すみません、ちょっと参考までに二、三お聞きしたいと思います。この決算書でいいですかね。

1つは、繰越明許の件でちょっとお聞きしたいと思っています。この決算書の20ページなんですけど、10節の需用費、繰越明許費242万円、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

4年度の決算で、繰越明許費が4件ほどあります。最近珍しいな、珍しいというか、最近なかったんでないかなと、そういうふうに思っております。特にこの需用費の繰越明許というのは非常に珍しいと私は思っているんですが、そういうことでちょっとお

聞きしたいんですけども、今の説明で、この繰越明許費は修繕料という説明がありました。本当は私も、多分修繕料かなと。色々需用費の中には項目がありますが、修繕料の繰越しという説明がありました。ちょっとお聞きしたいのは、この繰越額242万円ですけども、修繕料の契約金額が幾らだったのかなと。そのうち繰越しがこのぐらい出たのか、それとも修繕料全額がそのまま繰越しになっているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（木村 誠君） 少々お待ちください。

長門議員。

○9番（長門孝則君） 私が聞いたのは、この繰越明許費、工事請負費であれば一見して説明にも書いてあるんですけども、この需用費の繰越しというのは予算書にも説明がなかったように記憶していますので、どういう内容で繰越しが出たのかなと、そういうことでお聞きしているんですけども。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） すみません、お待たせいたしました。

浸出液処理施設のシーケンサの修理でありまして、電子部品の調達が工期内に間に合わないということで、繰越しを行ったものでございます。

繰越しについては、修理費が242万円でございます。全額繰越した格好になります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 分かりました。

全額繰越したと、年度内に完了できなかったんで繰越したということですけども、普通は年度内に完了する想定で契約したり委託したりしているんですけども、時期的には年度末頃発注したんで年度内に修理完了できなかったという内容ですかね。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 発注については6月ぐらいに行っていまして、ぎりぎりまで期間を設定しましたが、どうしても間に合わない部品がありまして、修理が完了できなかったということで繰越した格好になります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） それは分かりました。

そうすれば、現在はもう修理が完了して、支払い済みであるということですかね。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） この修理につきましては年度が替わって4月に完了しまして、支払いのほうも完了しております。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） それから、もう一つ、不用額の関係なんですけれども、決算書の20ページ、ちょっとこれも参考までにお聞きしたいんですけども、不用額が全体では5,900万、不用額が出ています。それで、この20ページの3節の職員手当等2,393万8,824円、職員手当等で不用額が出ています。全体の大体半分ぐらいがこの職員手当の不用額が占めているという状況なんですけれども、私、これは時間外勤務手当の不用額かなと、そういうふうに思っているんですけども、ちょっとその辺の状況を説明して

いただきたいと思います。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 消防費、常備消防費の職員手当等の不用額につきましては、議員おっしゃるとおり、その主なものが時間外勤務手当になります。

時間外勤務手当の当初予算につきましては、職員給与の8％に相当する額を当初予算として計上させていただいております。これは、職員1人当たり月10時間程度の時間外ということを見込んでの予算措置でございます。

実際には、実績としましては1人当たり月間7時間ということで、この3時間の差というのがこの時間外勤務手当の不用額ということで計上させていただいている金額になります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 私は、例えば、年度末に災害等の発生を予測して、超過勤務手当を少し確保しておくのかなと、そういうことで、災害等がなかったんで、その分、不用額として出てきていると、そういうふうに私は考えたんですけども、例年このぐらいの手当の不用額というのは大体毎年出ているんでないかなと、そういうふうに思っておりますけれども、今回特別に不用額が出たということではなくて、大体毎年このぐらいの不用額は出ていますかね。ちょっとその辺を確認の意味でお聞きします。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 毎年度、大体時間外勤務手当の執行率というのは70％から80％ぐらいの決算となっております。この時間外勤務手当の不用額の中で、実際には1,400万円程度が時間外勤務手当としての不用額で計上させていただいているところでございますけれども、先ほど議員おっしゃったとおり、災害の発生状況というので、例えば津波注意報ですとか津波警報ですとか、全職員が対応する災害、台風もそうです。そういった台風なり大きな災害が発生しますと、全ての職員を招集しなければならなくなります。そうすると、600万から700万、1回の災害について執行することになりますので、大体その2回程度を残した状態で不用額として処理をさせていただいているというのが例年の状況でございます。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 分かりました。ありがとうございます。

それから、もう一点だけですが、歳入のほうなんですけれども、決算書の10ページなんですけれども、一番下になります。雑入なんですけれども、東京電力に対する賠償金32万7,000円ほど計上されておりますけれども、大体分かるような気もしておりますけれども、この内容についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 東電への賠償の内容ですけれども、放射線のシーベルトを測るサーベイメータというのがありますが、その校正の経費の請求になります。あと、こういった機器が故障したときの修理費、こういったものの請求になります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） そうすれば、この賠償金というのはどうですかね、多分今までも

あったのかなというふうに思っていますが、今後も継続して賠償金が出るというふうに考えていいんですか。その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、これまで14次にわたって県内一斉に請求、賠償請求を行っています。組合ではこれまで約2,900万円賠償請求を行って、そのうちの2,640万円ほど補償のほうを受けております。全体の91%ぐらいです。

今後につきましても、放射線量の測定というのは義務づけられていますし、そのほか水質の分析も義務づけられておりますので、そういったものについては今後も賠償請求を行っていきます。この東電の請求については、当初合意できない部分であっても、ほかの自治体の動向で例えば補償された場合には、遡って賠償されるものでございますので、引き続き賠償のほうは請求していくものでございます。

○9番（長門孝則君） 分かりました。

以上で終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

田中議員。

○2番（田中 尚君） 全員協議会という場ではございますけれども、一応説明をいただきましたので、私は実績報告書の中からちょっと、若干伺いたいと思っています。

ページでいいますと、2ページ、3ページになります。

実績報告書、ここに歳入、歳出それぞれ計上されておりますけれども、ちょっと私が注目したのは、この中の歳入の4款県支出金、これが当初予算763万4,000円なんですが、実際上は当初予算の2倍以上の収入済額、つまり調定額が行われて、収入済額として年度当初の倍に、もう倍以上になるんですね。県からの支出金が出たという内容でありますけれども、これの中身といいますか、どうしてこうなったのかなというところについてちょっとご説明をいただきたい。というのは、補正がないので、我々議会のほうには補正処置が取られていないので、今ここで聞くしかないのかなと思って伺っているんですが、この中身についてご説明いただきます。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 県支出金、内容につきましては、消防費の負担金ということになっています。

当初予算で計上しておりました763万4,000円につきましては、岩手県防災航空隊に派遣している職員の人件費になります。

決算額1,579万7,000円、この額につきましては、予算編成時に岩手県消防学校への派遣というものが決定をされていなかったものですから、この時点では当初予算に盛り込んでいないということになります。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 了解いたしました。

2つ目の質問になりますけれども、同じく実績報告書の中の13ページをお開きいただきたいと思いますが、3款衛生費、2項清掃費、この中の言わば可燃ごみの搬入状況の言わばその直接搬入分以外ということで出ておりますけれども、ちょっと私が注目した

のは、全体的に人口の減少とも相まって色々な数値が減少している中で、下水道汚泥で特に宮古市の部分が増えているというように受け止めたわけでありますけれども、ここに出ております搬入量、前年度と比較いたしますと、例えば令和4年度が搬入量で3,968トン、前年度に比べて157トン増という報告をいただいています。広域行政組合の可燃ごみの搬入全体からいきますと71トン、これまた増えてはいるわけでありますけれども、ほぼその2倍以上のものが下水道の汚泥だという内容で受け止めるんですが、これは、例えば今問題になっております堆肥化も含めて、この下水道汚泥を言わばリサイクル、どういう方法かといいますと、肥料として使えるんだという議論をされているように思っているんですが、当組合では、この問題はもう汚泥混焼という形で焼却処分だと思うんですが、リサイクルということについてはどのような検討がされているのか伺います。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 汚泥あるいは生ごみの堆肥化、コンポストという処理も現実にあります。ただ、これらをコンポストあるいは堆肥化、あるいはメタン発酵というような処理を進めるために、令和20年度を目途にごみ焼却施設の整備があります。1つは、それに向けて全体のそういった堆肥化あるいはメタン発酵、そういったごみ焼却だけでなく全体を見ながら、調整が必要だろうというふうに考えています。

当時、混焼を行った理由としては、やはり堆肥化よりも汚泥を混焼するというの一番コスト的に安いということと、あとは、一番ほかの自治体でも困っているのは、堆肥化したときにその引取り先がやはり確保がうまくいかなとなかなか難しいという部分です。あとは汚泥を堆肥化したときの性状、肥料としての性状、窒素だとかリンだとか、そういった含有している中身も、混焼する前は組合独自で汚泥をし尿処理施設で燃やしていた時代があって、そのときにコンポスト、堆肥化も一応検討はしたのですが、処理の過程の中で、し尿処理の汚泥の場合は窒素を窒素ガスに変える処理をしまして、實際上、堆肥化となったときにどうしても不足するものが出てきたりという部分もあります。そういったところも踏まえて、大きな整備に併せて検討は必要かというふうに考えております。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） なぜ私がこれを取り上げたかといいますと、国連の事務総長がこういう表現をしております。地球が沸騰していると。その1つの要因として、やはり従来のような形で燃やしてしまう、そのことを通じてやっぱり二酸化炭素の排出増につながる。世界はいずれ、SDGsのかけ声もそうでありますけれども、やっぱり脱炭素という方向の中で考えているときに、これからできるだけやっぱりリサイクルという方向を意識的に取り上げていく必要あると思いますし、ましてや、これは堆肥化を考えた場合に引受手がないというお話でありますけれども、これも1つ、やっぱり日本のこの今の産業構造を見たときに、やっぱり食料の自給率ともリンクすると思うんですが、大変農業の後継者がいないとか、そのことを通じて地方都市がどんどんもう衰退の現象が続いているということもありますので、ここはやっぱり世界の流れと構成市町村の宮古市の脱炭素宣言ということもありますので、内部では過去に検討した経緯があるとい

うことと課題もお話しされましたので、いずれ大きな施設が必要だということですが、この間、行政組合としてどんどん投資的経費はなくなっている状況でございます。今ある施設の維持補修費が中心になってきているということを考えますと、ここは、今そういう方向ですから、行政組合としてもそういう整備に必要な財源が私は期待できるのではないかというふうに思いますので、これはぜひ、田中課長のほうから答えがありましたように、前向きな検討を期待したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今、第2最終処分場の整備を進めておりまして、次のごみ焼却施設のときに併せて、堆肥化もありますけれども、先ほども言ったとおり、メタン発酵、メタンガス、バイオガスを使って発電という技術等もありますので、そういった技術、あとは、今後の技術動向もどんどん変わってきている部分もありますので、そういったところを検討しながら考えていきたいと考えております。

○2番（田中 尚君） 終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

千葉議員。

○7番（千葉泰彦君） 決算書の17、18ページ、3款衛生費、2項清掃費の12節委託料についてお伺いします。

ごみ焼却施設総合点検整備業務委託料とごみ焼却施設運転管理業務委託料とございますけれども、委託先の事業者の所在地を教えてくださいませんか。広域の地域内なのか外なのかということで、詳細は結構です。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） どちらの請負業者も本社は地域外になります。

○議長（木村 誠君） 千葉議員。

○7番（千葉泰彦君） 実際に業務に従事されている方は地元の方という認識でよろしいでしょうか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、ごみ焼却施設総合点検のほうは、特殊な機械設備の総合点検になりますので、こちらは県外の方ということになりますが、ごみ施設の運転管理のほうにつきましては、地元の雇用で運転管理を行っている格好になります。

○議長（木村 誠君） 千葉議員。

○7番（千葉泰彦君） 清掃費のところですね、ただいま2項の清掃費ということで申し上げましたけれども、ごみ焼却施設費からリサイクル施設費までで委託料について4億3,600万ぐらいですね、概算されているんですが、そこをもう少し地元でやれるように考えていくといったお考えがあるかどうかお答えください。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 衛生費の委託料につきましては、金額ベースで、今ご質問あったとおり、地元にとれぐらい落ちているか、地元雇用も含めて、全体の委託料の大体7割から75%ぐらいが地元の方々が仕事、従事している格好になります。

一方、修繕料のほうも、こちら多いのですが、残念ながら機械設備が特殊なものであ

りまして、全体の10%ぐらいになります。

○議長（木村 誠君） 千葉議員。

○7番（千葉泰彦君） 新規の技術的な要素を含んでいるもの、先ほどほかの議員も質問の中でありましたけれども、そういったものについて地元で確保するというのは難しい部分があるかなというふうに承知はしているんですけども、質問した背景には、12か月連続で、有効求人倍率の話ですが、ハローワーク宮古の有効求人倍率は、12か月連続で昨年度同月比で減少しているということと、宮古・下閉伊の広域の中での出生者数ですね、対2000年で、広域全体でいいますと22年実績で33%まで減少しています。1次産業が基幹産業であることには間違いはないんだと思うんですけども、お子さんたちの受皿としては、2次産業、3次産業をどうしていくのかというのは、宮古・下閉伊地区の課題であろうというふうに思っています。

一方で、産業界の中では、例えば手作りから始めたコネクター屋さんたちは、今、メッキ装置を導入していたりということで、広域の中では産業を育てるという実績もあろうかというふうに思います。行政としても産業振興でそこには関わってきていると思いますので、そういった長い目でなるべく地消地産を進める、優秀な子たちは高学歴になって、でもそういった新規の案件がないとやっぱり帰ってくる場所がないということになろうかと思えますんで、非常に難しい内容かとは思いますが、ぜひ今後、中期的にご留意いただいて、業務をしていただきたいという要望で終わります。

以上です。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） できるだけ地元にとらせるように検討していきたいと思えます。

○議長（木村 誠君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） 決算書の16ページと、あと関連して、実績報告書の12ページに関連しまして、清掃総務費のところでお尋ねします。

というのは、この12ページの報告書では収集単価が、この2番目の収集単価が上がっているわけですが、これは全体的にもガソリンとかもろもろが上がっているということだと思いますが、それにしましても、岩泉町の分が、1トン当たりの単価がすごい額で上がっているんですよ。この、前に補正か何かで説明でちょっと聞いていたような気はいたしますけれども、これのまず内容につきましてご説明していただければなと思えます。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、清掃総務費、こちらは各町村の一般家庭から出るごみの収集運搬の経費になります。

各市町村の収集運搬の委託料の設計については、各市町村に依頼をして、設計をしてもらっているものでございます。

金額の違いの主なものとしては、山田町は全体を5台で収集する計画で設計をされているようです。岩泉町さんの場合は9台で設計をしております。また、田野畑村さんは2台で設計しておりますので、こういった部分のところで金額の差が出ていると考えてお

ります。

○議長（木村 誠君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） それぞれの団体においての搬入方法、搬入とか収集方法だということ、広域でありますので、それにしましても、何というのかな、同じじゃなくとも思うわけですが、これについては、特にはそれぞれの団体が積算して、もうお任せというふうなことなわけですか。もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、ごみ収集の設計、あとは収集日と、あと収集をどのようにやるかというのは各市町村に依頼をして、設計もそれに基づいて各市町村で行ってもらってまして、組合ではその設計された委託料を基に契約事務を行っている格好になります。

○議長（木村 誠君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） それは説明いただきました。

岩泉が特にどっと上がったのは何でしょうか。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 岩泉町さんの場合は、人件費の部分とあとは燃料費、この辺を見て上げているようです。

（「燃料は一緒だよね」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） すみません、燃料単価につきましても各市町村で設計の単価は別々です。

○議長（木村 誠君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） すみません、ちょっとくどくて申し訳ないですが、そうしますと岩泉は、人数も変わっていないと思いますし、台数も変わっていない、燃料の単価は上がっているかとは思いますが、どっと上がっているのは、そうしますと、人件費と申しましょか、その関係ですかね。もしお分かりでしたらご説明願います。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 人件費の積算のところを変えているようなのですが、すみません、ちょっとお待ちください。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、運転手の月単価、あとは作業員の単価等の見直しをしているようです。

○3番（畠山和英君） 終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

横田議員。

○11番（横田龍寿君） 私のほうから、まず、実績報告書の32ページの真ん中ら辺の Asturias、現場到着平均所要時間についてお聞きします。

総務省消防庁のウェブサイトから令和以降のデータを見ますと、組合管内、令和元年11.8分、令和2年11.9分、令和3年12.4分、4年はこのとおりとなっております、素

人考えではあるんですけども、宮古盛岡横断道路が現況の状態となりまして、三陸沿岸道路が全線開通した後の令和3年以降は時間が短縮されるのではないかと予想していたのですが、むしろ時間が微増しております。もし原因が分かれば教えてください。

○議長（木村 誠君） 三浦消防次長兼消防課長。

○消防次長兼消防課長（三浦正成君） 私どもにおいても、高速道路ができたことによる時間短縮については、よく分析できておりません。実際、現場を目指すときに高速道路を使えるという状況は、なかなか少ないのかなと思います。これの利点が出てくるのは、転院搬送で宮古地域から盛岡地域、釜石地域、久慈地域、こっちに行くときにはもちろん時間短縮してございますが、全体的に件数等も上がっておりますので、この需要の関係で伸びているのが実情ではないかなと分析しております。

以上です。

○議長（木村 誠君） 横田議員。

○11番（横田龍寿君） 今の点は承知しました。ありがとうございます。

次に、同じく実績報告書37ページの下のほうから、表の2個上の部分、119番通報三者通訳業務委託についてお聞きします。

内訳を詳しく教えてください。金額が定額制なのか、従量課金制なのか、基本料金と従量のミックスなのか、そういったところとか、言語のほうが固定になっているのか、それとも、昨年、4年度で対応した言語がこの言語なのか、そういったところを教えてください。いただければと思います。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） お答えいたします。

多言語通訳業務委託についてご質問があったと思っております。

こちらのほうの金額は、この表ではこの金額になっておりますけれども、毎年入札で、入札というか見積りを取って、一番安い額の業者を選定しております。ですので、これは年ごとに金額が変わってくるというのと、あと、内容としては、どの業者に頼んだとしても大体同等のサービス、こちらのほうをお願いしております。外国語でも119番通報に対応するため、平成30年6月から運用しております。通訳が介入する三者通話、もしくは二者通話により外国人からの119番緊急通報に対応するもので、24時間体制で22言語、こちらのほうで対応してもらっております。

以上です。

○議長（木村 誠君） 横田議員。

○11番（横田龍寿君） 見積りというか、契約して1年間この金額なのか、それとも対応件数で違うのか、そういったところを教えてください。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） まずは、1つは定額と、あと件数ごと報告したりしております。今のところ、去年の実績としては、受信はしておりません。

以上です。

○議長（木村 誠君） 横田議員。

○11番（横田龍寿君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（木村 誠君） 次に、令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

金澤総務課長。

○総務課長（金澤建司君） 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、資料ナンバー2で説明させていただきます。座って説明させていただきます。

1ページ、2ページをお開き願います。

この表は、補正予算（第2号）の総括表で、款別に補正額及び財源内訳を掲載しているものでございます。

歳入歳出の合計欄に記載してありますように、補正予算の総額は361万7,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算の総額を34億6,501万1,000円とするものでございます。

補正予算の概要をご説明いたしますので、3ページ、4ページをお開き願います。

先に歳出をご説明いたしますので、下段にあります歳出の概要をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額は77万5,000円の増額で、例規集追録分の予算に不足が生じたものでございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費の補正額は508万8,000円の増額で、電気料金高騰による光熱水費の増によるものでございます。

4款消防費、1項消防費、2目消防施設費の補正額は948万円の減額で、高規格救急自動車及び屈折梯子付消防自動車購入の額の確定による減額でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、上段にあります歳入の概要をご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金の補正額は9,758万7,000円の減額で、前年度繰越金等の計上に伴い市町村負担金を減額するものでございます。

5款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入の補正額は292万9,000円の増額で、更新に伴い不用となりました高規格救急自動車3台の売払収入を計上するものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の補正額は8,733万1,000円の増額で、前年度繰越金を計上するものでございます。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入の補正額は371万円の増額で、鉄くず売却代金の収入見込みを計上するものでございます。

次に、市町村負担金の補正額内訳についてご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

市町村負担金総括表の右側の合計欄をご覧ください。

宮古市の負担金は6,144万9,000円を減額し、18億9,788万4,000円、山田町の負担金は1,893万2,000円を減額し、5億7,426万1,000円、岩泉町の負担金は1,181万4,000円を減額し、5億7,996万2,000円、田野畑村の負担金は539万2,000円を減額し、2億2,063万7,000円となります。

以上が補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部改正についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料は、資料ナンバー3と資料ナンバー3の1になります。説明は資料ナンバー3の1で行いますので、資料ナンバー3の1をご覧ください。

今回改定しようとする内容は、し尿の収集運搬手数料いわゆる汲取り料金の改定となります。

改定の時期は令和6年4月1日です。

改定の理由としては、人件費をはじめとする各種経費単価の上昇やし尿収集運搬量の減少により同一収集量当たりのコストが上昇していることから、改定しようとするものでございます。

改定額は、し尿の収集運搬料が180リットル以下の場合、現行1,360円を120円増額し1,480円に、180リットルを超える場合の18リットルまたはその端数ごとの加算額について、現行136円を12円増額し148円とするものでございます。

改定額の積算につきましては、し尿収集運搬原価、いわゆる経費にごみの収集運搬業務委託設計と同様の10%の事業収益分を加算する方法で算出しております。理由としては、廃棄物処理法逐条解説の中で、一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、原価方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額など、適正かつ合理的なものとすることが望ましいと解説されており、し尿と同様の一般廃棄物の収集運搬であるごみの積算方法を参考に算出しております。

改定による住民の平均負担額は、月ベースで1世帯当たり156円の負担増となる見込みです。

資料の中段に改定実績の表を掲載しております。直近の改定は、令和元年10月に消費税の改定分も含めた料金改定を行っております。

また、し尿収集運搬許可業者から、急激な原材料費の高騰並びに人件費の上昇により

適正な利潤確保の対応が難しくなっている旨、見直しについての要望もこの間あったところでございます。

今後の対応につきましては、今も行っていますけれども、3年ごとに各し尿収集運搬業者の財務状況の現況調査を実施し、料金改定の必要性について今後検討していくものといいたします。

資料の裏面に、参考として県内市町村等の状況と料金改定後の県内の位置を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上が料金改定についてでございます。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

田中議員。

○2番（田中 尚君） し尿収集業務でありますけれども、宮古市を例に取りますと公共下水道、あるいは地域によっては集落環境整備事業ということで、全体的には汲取りももうどんどん減少していくという見通しの下に、それぞれの業界でもそういう社会の変化に対応した業務改善が義務づけられております。宮古市は、そのための方策として、家庭用のごみの収集業務を従来のし尿汲取り業者に許可をしていると。そのことを通じて、言わば業務転換という中で、しっかりとそこの企業体と従業員の暮らしが守れるような仕組みをつくったというように記憶をしているんですが、今回の、そうはいつでも、し尿汲取りに依存せざるを得ない部分はどうしても残ると思うんですが、トータルで考えますと、そういう業務がもう客観でどんどん減っていく中で、今回のような対応は本当にどこまで続くんだろうかなという思いはあります。

そういった部分からしますと、ちょっと言いにくいことではありますが、例えば行政組合としても、ごみの収集業務をし尿汲取り業者に優先的に言わば割り当ててきた経過があります、宮古市に関しては。今回、説明を受けておりますのは広域行政組合の料金でありますので、当然、宮古市内の住民もこういう10%の負担を言わば担っていかなければならないということになるんですが、ちょっとここは、一方においては公共下水道の加入率を高めていこうというかけ声がある一方で、いろんな事情で汲取りに依存せざるを得ない、そういうふうなやっぱりご家庭があるということの中で今回の提案というふうに私は受け止めるんですけれども、これはどうなんでしょう、水洗化率を見ながら、基本的にはやっぱり、何だろう、何かうまい方法というか、協会のほうから何か今後の展望も含めた要望か何かあるのでしょうかね。もしそういった点で、単に料金値上げということだけでなく、一般廃棄物の清掃と処分に関する法律の中では、やっぱりそういう業務転換が法律に規定されているという記憶しておりましたので、それについては、やっぱり率直な意見交換はどうなっているのか、この機会に、もしおありでしたらお聞かせいただきます。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、宮古市さんが行っている業務転換、こちらにつきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法いわゆる合特法、これに準じた形で行っていきまして、この対応というのは市町村になります。

今後、し尿の量というのは、恐らく人口減少もあって確実に減ってくるだろうということで、廃棄物処理法では基本は直営か委託という、処理、処分についてはそういう格好に規定されておりまして、し尿につきましては、法整備の前にし尿の汲取り業というのが既にあって、これを補完する形で許可というのが残っている部分があります。

安定的に収集運搬をする、もともと総括的な義務というのは、これは市町村にあって、この収集運搬は市町村の自治事務になります。したがって、今後、安定的に行うということになると、許可でどうしてもなかなか難しいということになると委託、あるいは直営、直営は恐らくなかなか難しいとは思いますが、委託などごみのような格好でやる方法があると考えています。

ただ、この部分については、やはり業者、あと市町村等のそれぞれの考え方もあると思いますので、その辺は今後、検討はしていく必要があると考えております。

○2番（田中 尚君） 終わります。

○議長（木村 誠君） そのほか何か質問はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてよろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部改正についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

○議長（木村 誠君） 三浦消防次長兼消防課長。

○消防次長兼消防課長（三浦正成君） 資料ナンバー4、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。

1、改正の趣旨でございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宮古地区広域行政組合火災予防条例に規定する事項について所要の改正をしようとするものでございます。

2、改正の内容につきましては、（1）対象火気設備のうち蓄電池設備について、規制対象の指定に係る単位を改めるとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものでございます。

（2）対象火気設備の離隔距離の見直しを行うものでございます。

現行の蓄電池設備の規制は、主に鉛蓄電池開放型を想定して策定されております。リチウムイオン電池などの新たな種別の電池への対応や、現在普及しております蓄電池設備のさらなる大容量化が見込まれることから、これらの蓄電池の火災リスクに応じた火災予防対策が検討されまして、対象火気省令の見直しが行われたものでございます。

3、施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行するものでございます。

4、経過措置につきましては、記載のとおりでございます。

次に、条例案についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

第11条第1項第3号の2は、キュービクル式以外の変電設備についても建築物等の部分との間に換気、点検、整備に支障のない距離を保つこととし、「キュービクル式のものにあっては、」を削除するものでございます。

第11条の2の急速充電設備についての規定は、第1項第4号に「その筐体は」を加えるものでございます。

第13条第1項は、規制の対象となる蓄電池設備を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量「キロワット時」を用いて区分することとし、蓄電池容量が20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととするものでございます。また、開放型鉛蓄電池を用いたものにあっては、耐酸性の床上等に設けなければならないとするものでございます。

同条第3項は、屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の侵入防止措置の講じられた筐体に収められたものとするばよいこととするほか、建築物からの離隔距離等について規定するものでございます。

同条第4項は、準用する規定を第11条の2第1項第4号に変更するものでございます。

第44条第13号は、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととするものでございます。

別表第3は、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものでございます。5ページをお開き願います。

附則につきましては、さきにご説明したとおりでございます。

以上が宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご協議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎いわて消防指令センター総合整備事業について

○議長（木村 誠君） 次に、いわて消防指令センター総合整備事業についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

○議長（木村 誠君） 内田指令課長。

○指令課長（内田信也君） いわて消防指令センター総合整備事業について、資料ナンバー5で説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料ナンバー5をご覧ください。

1のスケジュールについてです。

まず、指令センターの運用開始は令和8年4月1日で、当初計画に変更はありません。
事業期間について、いわて消防指令センター総合整備事業実施設計業務委託において工事規模と整備工程を精査したところ、当初2か年としていた整備工事の事業期間が令和6年度から令和8年度9月までの3か年へと延長になっております。

なお、延長となった令和8年度は、撤去工事など残工事が主な工事内容となります。

工事等の契約については、県内10消防本部による整備協定により、盛岡地区広域消防組合において契約締結することになります。このため、工事契約に係る議決機関は盛岡地区広域消防組合議会になります。

2の表は、県内参加消防本部全体の事業費になります。この表における事業費は、工事費と施工監理業務委託費の合計となっております。

なお、令和6年度についてのみ、単年度工事の盛岡中央消防署改修工事も含みます。

宮古地区で負担する金額は、3年総額12億9,700万円となっております。

3の表は、構成市町村ごとの負担金額についてです。2の表による宮古地区の負担金額について、各年度の事業費を構成市町村ごとに按分し、示した表です。

なお、本表における負担金額の合計は、10万円未満を端数処理しているため、事業費全体の合計とは一致しておりません。

負担金額は、宮古地区広域行政組合格約に規定する負担割合により按分したものです。

以上、説明を終了させていただきます。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練について

○議長（木村 誠君） 次に、令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

里館消防課主幹。

○消防課主幹（里館郁雄君） それでは、資料ナンバー6、令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

まず初めに、ブロック合同訓練の参観案内につきましては、ブロック合同訓練推進協議会からご案内文を郵送し、短い期間で大変恐縮でしたけれども、出欠のご報告をいただいたところでございます。ご出席の方には、今後、来賓駐車場に入場する際の駐車証を配付することといたしております。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

1、訓練日時ですが、令和5年11月18日土曜日8時30分から翌日の19日日曜日13時までとなっております。変更はございません。

次に、２の参加部隊等でありまされども、緊急消防援助隊と岩手県隊を合わせまして、消防機関が220隊、836名、参加機関を含めまると、220隊、24機関、1,228名が訓練に参加することとなりました。

次に、３の訓練巡視等ですけれども、記載のとおり、日時、場所等に変更はございません。

巡視者が確定いたしましたので、ご報告いたします。総務省消防庁からは国民保護・防災部防災課広域応援室長、岩手県からは復興防災部長、当組合からは管理者、宮古市長が巡視することとなりました。

次に、４の部隊運用訓練の参観については、メイン会場であります宮古港藤原埠頭において、11月19日日曜日８時30分から12時30分までとしております。

宮古地区関係の参観者につきましては、組合関係から管理者、副管理者、参与、組合議員の皆様の18名、構成市町村から議会議長、副議長の８名、消防団等といたしまして構成市町村の消防団長及び宮古地区婦人消防連絡協議会の会長の５名、合計31名にご案内し、出欠確認をしたところでございます。

次に、訓練終了式は、メイン会場である宮古港藤原埠頭の参観テント前において、19日12時30分から13時までの予定で行います。

その中で、講評を総務省消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長、ご挨拶を岩手県副知事及び組合管理者にお願いしております。終了宣言については、次期開催県である秋田県の総合防災課長にお願いしております。

次のページをご覧ください。

訓練当日の流れについてご説明いたします。次のページの参観テント及び来賓駐車場位置図を併せてご覧ください。

受付時間は、19日日曜日の７時15分から８時まで、受付場所は、参観テント前、受付テントとなります。

来賓駐車場は、宮古港フェリーターミナル横の来賓第１駐車場となります。

受付から訓練開始の８時30分までは、前日の訓練のダイジェスト版を視聴していただく予定としております。その後は、部隊運用訓練の参観、訓練終了式と続きます。

参観時の服装ですけれども、特に定めておりませんが、メイン会場は地盤が土となります。雨が降りますとぬかるみ等出ると思いますので、ご対応をお願いしたいと思ひます。

次に、主な訓練及び訓練場所等を参考として記載しております。後ほどご覧ください。以上で説明を終わります。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合監査委員の選任について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合監査委員の選任についてを協議いたします。

本件については人事に関する案件でございますので、議員全員協議会運営要綱第3条第1項の規定により、これより非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本会議はこれより非公開とすることに決定いたしました。

◎令和5年度議会議員行政視察について

○議長（木村 誠君） 次に、令和5年度議会議員行政視察についてを協議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

関口書記。

○書記（関口憲史） それでは、議員派遣についてご説明いたしますので、資料ナンバー8をご覧くださいと思います。

令和5年度議会議員行政視察の実施についてでございます。

本年6月に開催しました議員全員協議会におきまして、当初、秋田県及び福島県ということで準備を進めておりましたが、両県の台風被害の関係、また先方の都合により、日程についてちょっと折り合いがつかうことができませんでした。そこで、急遽別の地域への行政視察について検討及び準備を進めてきたところでございます。議員の皆様方には、急な変更となり、大変申し訳ございませんでした。

令和5年度の議会議員行政視察は、埋立て完了後の最終処分場跡地における太陽光発電事業について先進的に推進している、埼玉県にあります熊谷ソーラーパーク及び三ヶ山メガソーラー発電施設を視察することで当組合廃棄物処理行政の推進に資することを目的に実施しようとするものでございます。

日程につきましては、令和5年11月15日水曜日から17日金曜日の3日間となっております。

視察場所でございますけれども、埼玉県熊谷市の熊谷ソーラーパーク、その後、熊谷市役所議会棟に移りまして概要説明、及び埼玉県大里郡寄居町の三ヶ山メガソーラー発電施設及び同じ敷地内にあります資源循環施設を予定してございます。

視察者につきましては、議会議員11名及び随員職員3名としているところでございます。

当日の日程につきましてはですが、集合場所は、11月15日水曜日午前10時45分に事務局、小山田の事務局のほうに集合願います。場所を、駐車スペース確保しておきますので、そこに止めていただくようになります。出発は11時となりますので、10時45分までに必ずお集まりください。帰ってくる時間ですが、11月17日金曜日午後6時ぐらいを予定しております。

なお、宮古盛岡間の移動につきましては、貸切りバスをチャーターしておりますので、そちらということになります。

宿泊先については、記載のとおりとなります。

本件につきましては、この後、会議規則第44条によりまして、本会議において議員派遣について会議に諮って決定していただくものとなりますけれども、宿泊及び切符等の手配の関係があり、先に準備を進めるため、9月27日付で既に皆様宛てにご案内を差し上げているものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。

これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（木村 誠君） その他、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（木村 誠君） 特にないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 3 5 分閉会
